

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法等の一部改正に伴い規定の整備を行うとともに、都市計画税の税率の特例を延長するため、条例の一部を改正するものである。

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

国立市市税賦課徴収条例(昭和29年6月国立市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第53条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第53条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第11条の2中第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

1 1 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

1 2 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 1 8 条の 2 2 の次に次の 1 条を加える。

(平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)

第 1 8 条の 2 3 平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第 1 2 3 条の規定にかかわらず、1 0 0 分の 0 . 2 7 とする。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の国立市市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成 3 0 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 9 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 3 0 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 9 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。